

宇都宮市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例（逐条解説）

【制定の理由】

本市では、総世帯数の増加を上回る住宅の供給、単身高齢者世帯の増加等により将来的に利用されない住宅の増加が見込まれ、空き家は今後も増加し続けることが予想されます。

また、空き家等に関する問題が深刻化する中、空き家等の個人財産に対する市の関与を可能とする明確な根拠がなく、市民等に被害を及ぼすおそれがある場合であっても、所有者へのお願いにとどまるなど、その対応に限界が生じていました。

このようなことから、より実効性のある空き家等の適正管理の促進とともに、第三者への貸与やまちづくりに寄与する目的への転用など、空き家等の有効活用の促進を図るため、制定したものです。

なお、平成27年5月31日に空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、「法」という。）が完全施行されたことから、法との整合を図るため、平成27年10月1日に条例の一部改正を行いました。

改正条例において、「調査等（第9条）」、「助言又は指導（第10条）」、「勧告（第11条）」、「命令（第12条）」、「公示等（第14条）」及び「罰則（第22条）」の「空き家」に係る規定は、法の定めるところに従うこととしたため、説明は省略しています。

（目的）

第1条 この条例は、空き家等の適正管理及び有効活用に関し必要な事項を定めることにより、空き家等が周辺の生活環境を害し、及び市民等の生命、身体又は財産に被害を及ぼすことを防止し、もって市民等の良好な生活環境の保全及び安全で安心な魅力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【説明】

適正な管理や有効な活用がされない空き家等が原因で、周辺の生活環境が害されること、または市民等の生命、身体又は財産への被害を防止することで、「市民等の良好な生活環境の保全」及び「安全で安心な魅力ある地域社会の実現」に寄与することを本条例の目的とします。

本条の趣旨から、相隣関係のみの問題（隣り合った土地相互の問題）には、本条例は適用されません。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内に所在する建物及びこれに附属する工作物並びにこれらの敷地であつて、常態として人が使用していないものをいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
- (2) 空き地 市内に所在する土地であつて、常態として人が使用していないものをいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
- (3) 空き家等 空き家又は空き地をいう。
- (4) 所有者等 空き家等を所有し、又は管理する者をいう。
- (5) 市民等 市内に居住し、滞在し、勤務し、又は在学する者及び市内に所在する法人その他の団体をいう。
- (6) 管理不全な状態 空き家等が次の各号のいずれかに該当する場合であつて、当該空き家等の周辺的生活環境を害するおそれがある状態をいう。
 - ア 外壁、屋根その他の建築材の一部が剥落し、又は破損している状態
 - イ 窓又は扉が破損し、不特定の者が侵入することができる状態
 - ウ 雑草が繁茂している状態
 - エ 樹木の枝葉又は雑草が、隣地にはみ出している状態又は道路上にはみ出し安全な通行を確保する上での妨げとなっている状態
 - オ ねずみ、はえ、蚊その他の衛生動物又は悪臭が発生している状態
 - カ 廃棄物が投棄されている状態
 - キ アからカまでのいずれかに類するものとして市長が認める状態
- (7) 危険な状態 空き家等が次の各号のいずれかに該当する場合であつて、市民等の生命、身体又は財産に被害を及ぼすおそれがある状態をいう。
 - ア 老朽化その他の事由により倒壊するおそれがある状態
 - イ 風雨、地震その他の自然現象により建築材が飛散し、又は崩落するおそれがある状態
 - ウ ア又はイに掲げるもののほか、管理不全な状態であつて周辺的生活環境を著しく害するおそれがあると市長が認める状態

【説明】

この条例で使われている用語のうち、明確にすべき用語について、定義付けをしたものです。

第1号及び第2号の「常態として人が使用していないもの」とは、人の居住や出入りが無く、継続的使用がされていない状態をいいます。一時的な使用がされていても、継続的に使用されておらず、適正に管理されていない場合は、空き家等とみなされます。もちろん、適正に管理されていれば、本条例における指導等の対象にはなりません。

第1号の「建物」とは、屋根及び柱若しくは壁を有するもので、すべての用途を対象とします。「附属する工作物」とは、塀、門扉等をいいます。また、空き家の敷地も対象に含まれます。

第2号の「土地」とは、現状に着目して建物及びこれに附属する工作物のない住宅用地・事業用地などの宅地をいいます。

第3号の「空き家等」とは、本条例の対象となる「空き家」及び「空き地」をいいます。

第4号の「所有者等」とは、空き家等の所有者、所有者の相続人、不在者財産管理人、相続財産管理人その他の管理責任のある者をいいます。

第5号の「その他の団体」とは、自治会やまちづくり組織などの公的組織のほか、ボランティア団体など任意の組織が含まれます。

第6号の「周辺の生活環境を害するおそれがある状態」とは、次のアからキまでに掲げる状態であって、かつ、具体的に近隣住民等へ迷惑を及ぼすことが確認できるものをいいます。

第6号のアは、建物の腐朽が進み、壁に亀裂が入っていたり、屋根の一部が剥がれていたりする等の状態のため、建築材の崩落や飛散に繋がるおそれがあるものをいいます。

第6号のイは、窓や扉が未施錠又は破損しており、不特定の第三者の侵入が可能な状態のため、火災など周辺の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあるものをいいます。

第6号のウは、空き家等の敷地内の雑草が一定以上繁茂している状態のため、廃棄物投棄や衛生動物発生の原因に繋がるおそれがあるものをいいます。また、冬場には枯れ草となり、火災が誘発されるおそれがあるものも含まれます。

第6号のエは、樹木や雑草が隣地や道路などの敷地外にはみ出している状態のため、樹木が近隣周辺の住宅を損傷することや交通の妨げになり事故の誘発に繋がるなど、住民の生活に悪影響を及ぼすおそれがあるものをいいます。

第6号のオは、空き家等において、いわゆる害虫の多量発生や悪臭・異臭が発生している状態のため、住民の生活に悪影響を及ぼすおそれがあるものをいいます。その他の衛生動物としては、蜂、ムカデ、蛾等が挙げられます。

第6号のカは、空き家等において、ごみや粗大ごみなどの廃棄物が投棄され、一定以上たまり積んでいる状態のため、廃棄物の飛散、流出若しくは倒壊又は衛生動物若しくは悪臭の発生等に繋がるなど、住民の生活に悪影響を及ぼすおそれがあるものをいいます。

第6号のキは、アからカまでのいずれかに類するものとして、市長が認める状態をいいます。

第7号の「市民等の生命、身体又は財産に被害を及ぼすおそれがある状態」とは、次のアからウに掲げる状態であって、かつ、「第6号の管理不全な状態」より危険度が高く、市民等が重傷を負うことや命の危険に関わるものであるものをいいます。

第7号のアは、老朽化等により、空き家が倒壊するおそれがあるものをいいます。

第7号のイは、風雨や地震などにより空き家の建築材等が飛散すること又は崩落するおそれがあるものをいいます。

第7号のウは、ア又はイに掲げるもののほか、管理不全な状態であって周辺的生活環境を著しく害するおそれがあると、市長が認める状態をいいます。

以上のように、第6号及び第7号に定める状態で、周辺的生活環境を害するおそれがあるもの並びに市民等の生命、身体又は財産に被害を及ぼすおそれがあるものと認められた場合に指導等の対象となります。

(基本理念)

第3条 空き家等の適正管理及び有効活用は、市、所有者等及び市民等が、管理不全な状態又は危険な状態（以下「管理不全な状態等」という。）となった空き家等が市民等の良好な生活環境並びに地域社会の安全及び安心を脅かす重大な問題であることを認識し、協働又は協力して取り組むことを基本として行わなければならない。

【説明】

空き家等の問題は多岐に渡り、所有者等の問題に留まらず、地域全体の問題にまで波及するものであることから、市や市民等が果たすべきそれぞれの責任と役割を明らかにするとともに、協働などの考え方を規定し、地域による取組も推進するものです。

(所有者等の責務)

第4条 所有者等は、その社会的責任を自覚し、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自らの責任及び負担において空き家等が管理不全な状態等にならないよう、常に適正にこれを管理しなければならない。

2 所有者等は、空き家等の適正管理又は有効活用に関する市又は市民等の取組に協力しなければならない。

【説明】

空き家等は所有者等の所有物であり、原則として所有者等には自己の所有物を適正に管理する義務と社会的責任を負っていることから、適正な管理を所有者等自らの責任と負担によって行うことを義務付けるものです。

また、市や市民等が行う取組にも積極的に協力することを規定しています。

(市の責務)

第5条 市は、基本理念にのっとり、空き家等の適正管理及び有効活用に関し、必要な施策を総合的に講じなければならない。

2 市は、空き家等の適正管理又は有効活用に関する所有者等又は市民等の取組に協力し、必要な支援に努めなければならない。

【説明】

市は、行政指導や行政処分等の適正管理とともに、発生抑制や有効活用に係る空き家等対策を総合的に実施することを規定したものです。

また、所有者等個人又は自治会等のその他の団体が自主的に取り組む空き家等対策に対し、その活動を支援することを規定したものです。

(市民等の役割)

第6条 市民等は、基本理念にのっとり、市民等同士の協力又は連携により、空き家等の適正管理又は有効活用に関する必要な取組の実施に努めるものとする。

2 市民等は、管理不全な状態等である空き家等があると認めるときは、市にその情報を提供するよう努めるものとする。

【説明】

市民同士の助け合い等により空き家等対策に取り組むことや、地域に管理不全な空き家

等がある場合には、その情報を市に提供していただくことを規定したものです。

(当事者による解決との関係)

第7条 この条例は、管理不全な状態等にある空き家等の所有者等及び当該空き家等に関する紛争の相手方（以下「当事者」という。）が、当事者同士の合意、訴訟その他の当事者による当該紛争の解決を図ることを妨げるものではない。

【説明】

空き家等が原因で生じた当事者間での紛争の解決に干渉するものではないことを明示したものです。市は、空き家等が周辺的生活環境を害するおそれ又は市民等の生命、身体若しくは財産に被害を及ぼすおそれがあり、公益上、必要があると認められる場合に関与をすることから、その他の当事者間の紛争に関与するものではありません。

(空き家等の有効活用等)

第8条 市及び所有者等は、空き家等が所有者等により使用されること、第三者の居住その他の活動のために貸与されること等により、地域の資源として、居住の促進、良好な生活環境の形成、地域社会の維持等、まちづくりに寄与するものとして有効活用されるよう努めるものとする。

【説明】

市と所有者等は、空き家等を地域の重要な資源として捉え、居住の用途としての利用はもちろん、地域の交流拠点としての活用など、まちづくりに寄与する有効活用を図るよう努めることとしています。

(調査等)

第9条 空き家に関する立入調査等については、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第9条に定めるところによる。

2 市長は、空き地を発見したとき又は市民等から第6条第2項の規定による情報提供（空き地の情報に限る。）を受けたときは、当該空き地の状態及び所有者等について必要な調査をすることができる。

3 市長は、空き地に関しこの条例の施行に必要な限度において、所有者等若しくは市民

等に対し、必要な報告を求め、又はその職員に管理不全な状態等の空き地に立ち入らせ、空き地の状態及び所有者等を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

4 市長は、前項の規定により職員を空き地に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空き地の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

5 第3項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

6 第3項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

【説明】

市長は、空き地の適正管理指導等のために必要となる調査等を行うことができることを定めています。

調査等とは、市民等や自治会等から、空き家等を把握するために必要な情報を求めることや、空き家等の状態を把握する現地調査、所有者等を特定するための登記簿調査や戸籍調査、近隣住民からの聞き取り調査等をいいます。

現地調査においては、空き地の使用状況などを判定するため、必要な限度において当該空き地の敷地内に立ち入ることができることとしています。その際には、当該所有者等に対し5日前までに通知するとともに、現地調査の際には身分証明書を携帯しなければならず、また、立ち入り等の権限は、犯罪捜査のために認められたものではないことを明らかにしています。

(助言又は指導)

第10条 空き家の所有者等に対する助言又は指導については、法第14条第1項に定めるところによる。

2 市長は、空き地が管理不全な状態等であると認めるときは、当該空き地の所有者等に対し、管理不全な状態等を解消するために必要な措置を講ずるよう助言又は指導することができる。

【説明】

空き地が「管理不全な状態」又は「危険な状態」であるときに、まず、所有者等に対し自己管理を促す「助言」や「指導」を行います。ここでいう「助言」とは、空き地の管理

不全な状態等の解消に役立つ市の施策等を具体的に案内することや無料法律相談を紹介することなどをいいます。

「必要な措置」とは、除草や樹木の剪定など、管理不全な状態等を解消することをいいます。

(勧告)

第11条 空き家の所有者等に対する勧告については、法第14条第2項に定めるところによる。

2 市長は、前条第2項の規定による助言又は指導を受けた者が、その助言又は指導に係る措置を講じない場合において、当該空き地がなお管理不全な状態等にあると認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の期限を定めて、管理不全な状態等を解消するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

【説明】

「助言」や「指導」にもかかわらず、当該空き地の管理不全な状態等が解消されない場合には、相当の期限を定め必要な措置を講ずるよう文書により通知する「勧告」を行います。

履行を求める「相当の期限」は、必要な措置の内容を勘案し定めることとしています。

(命令)

第12条 空き家の所有者等に対する命令については、法第14条第3項から第7項まで及び第13項に定めるところによる。

2 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に係る措置を講じない場合において、当該空き地が危険な状態であると認めるときは、当該勧告を受けた者に対し、相当の期限を定めて、危険な状態を解消するために必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

3 市長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

- 4 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から5日以内に、市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 5 市長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第2項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 6 市長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第2項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の3日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
- 7 第2項の規定による命令については、宇都宮市行政手続条例（平成8年条例第41号）第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は適用しない。
- 8 市長は、第1項又は第2項の規定による命令をする場合は、あらかじめ、第17条に規定する宇都宮市空き家等対策審議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

【説明】

危険な状態で勧告に応じない場合には、さらに強い姿勢で自己管理を促すため、所有者等に対して法的拘束力を持つ「命令」を行い、問題を解消するために必要な措置を行うことを義務付けます。勧告同様、履行を求める「相当の期限」は、必要な措置の内容を勘案し定めることとします。

「正当な理由」とは、やむを得ない理由として、施設入所や入院などにより、空き地を自ら管理することができず、かつ、高齢などにより業者と直接交渉を行うことが困難であることなどの理由が該当します。

「命令」を実施する場合、弁護士などで組織する空き家等対策審議会を招集し、意見を聴くとともに、事前に所有者等に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法に定める手続きに準じ、弁明の機会を与えます。

「緊急を要する場合」とは、自然現象等により危険な状態が進行したため、審議会を招集する時間的余裕がない場合等を想定しています。

（応急代行措置）

第13条 第10条から前条までの規定による助言、指導、勧告又は命令（以下「指導等」

という。)を受けた者は、当該指導等に係る空き家等が危険な状態にあり、かつ、やむを得ない理由により必要な措置を講ずることができないときは、市長に対し、当該措置を市長が代わって講ずるよう申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があった場合において、当該申出に係る空き家等が危険な状態にあり、かつ、当該申出をした者が必要な措置を講ずることができない正当な理由があると認める場合に限り、当該空き家等の危険な状態を応急的に解消するために必要な最低限度の措置（以下「応急代行措置」という。）を当該申出をした者に代わって講ずることができる。

3 市長は、前項の応急代行措置を講じたときは、当該応急代行措置に要した費用を当該応急代行措置に係る申出をした者から徴収するものとする。

4 市長は、第2項の応急代行措置を講ずるときは、当該応急代行措置の内容及び前項の規定による費用の徴収その他市長が必要と認める事項について、あらかじめ、当該空き家等の所有者等の同意を得なければならない。

5 市長は、第2項の応急代行措置を講ずるときは、あらかじめ、第17条に規定する宇都宮市空き家等対策審議会の意見を聴かななければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

【説明】

法や条例による指導等を行っても、所有者等の諸般の事情により対応が困難な場合も想定されることから、所有者等から申出があつて、正当な理由が認められたときに限り、措置の実施内容及び費用負担等につき所有者等の同意のもと、市が代替的に危険回避措置を講ずることができることとしています。

「正当な理由」とは、命令における理由と同様のケースを想定しており、管理を代行できる親族及び後見人等がないことなども条件としています。業者に発注する手続きが面倒又は忙しい等の理由は、正当な理由としては認められません。

「緊急を要する場合」は命令と同様の事例を想定しています。

(公示等)

第14条 第12条第1項に規定する命令をした場合における公示については、法第14条第11項及び第12項に定めるところによる。

2 市長は、第12条第2項の規定による命令を受けた者が、正当な理由なく当該命令に係る措置を講じない場合は、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 所有者等の氏名及び住所（法人にあっては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

(2) 空き地の所在地

(3) 命令の内容

(4) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、前項の規定により公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る所有者等に対し、弁明の機会を付与しなければならない。

【説明】

「空き地」において「命令」を受けた所有者等が、正当な理由がなく危険な状態を解消するための措置を講じないときに、義務履行に実効性を持たせるため、所有者等の氏名や住所等を公表することができることとしています。

ここでの「正当な理由」とは、所有者等が自ら定める期限内に改善措置を講ずると、書面による申出があることなどが該当します。

公表の方法は、宇都宮市公告式条例（昭和25年条例第31号）に規定する掲示場への掲示や市のホームページに掲載し、公表することとしています。

（行政代執行法の適用）

第15条 第12条第1項に規定する命令をした場合における当該命令に係る措置の履行の確保については、法第14条第9項に定めるところによる。

2 第12条第2項の規定による命令を受けた者が、当該命令に係る措置を講じない場合における当該措置の履行の確保については、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところによる。

【説明】

「空き地」における「命令」に対する不履行に対しては、「行政代執行法」を適用するという規定です。行政代執行法では、「他の手段によってその履行を確保することが困難」で「その不履行を放置することが著しく公益に反する」という条件を充たすときに、市は、命令を受けた者（以下「義務者」という。）に代わって、自ら義務者のなすべき行為をなすことができるという規定になっています。

行政代執行法に定められた手続きにより、戒告書、代執行令書により義務者に通知し代執行を行うとともに、それに要した費用は義務者から徴収することができるとしています。

(緊急措置)

第16条 市長は、空き家等が危険な状態にあり、かつ、これを放置することにより市民等の生命、身体又は財産に被害を及ぼすことが明らかである場合であって、所有者等に指導等を行う時間的余裕がないと認めるときに限り、当該空き家等の危険な状態を緊急に回避するために必要な最低限度の措置（以下「緊急措置」という。）を自ら講ずることができる。

2 市長は、前項の緊急措置を講じたときは、当該緊急措置に要した費用を当該緊急措置に係る空き家等の所有者等から徴収することができる。

【説明】

風雨や地震などにより空き家の建築材が飛散すること又は崩落することにより、通行人や近隣住民に被害を及ぼすことが明らかな場合で、かつ、緊急に対応する必要があるために所有者等に指導等を行う時間的余裕がないときであって、専門的知識を有する者から意見を求めるなど、一定の条件を充たしたときに限り、所有者等の同意がなくても、市が必要な最低限度の範囲で危険を回避する措置を講ずることができることとしています。

「必要な最低限度の措置」とは、近隣住民等に危険を知らせる看板やバリケードの設置、建物への防御ネットの設置や倒れそうな樹木のロープによる補強等の軽易な行為を想定しています。

この措置に要した費用は所有者等から徴収することができることとしています。

(空き家等対策審議会)

第17条 市に、宇都宮市空き家等対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 第12条第1項又は第2項に規定する命令について、同条第8項の規定に基づき意見を述べること。

(2) 第13条第1項に規定する応急代行措置について、同条第5項の規定に基づき意見を述べること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項を調査審議すること。

3 審議会は、委員7人以内をもって組織する。

4 前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、市長が定める。

【説明】

所有者等にとって不利益処分となる条例第12条第1項又は第2項の「命令」や危険回避措置となる条例第13条第2項の「応急代行措置」を行う際などには、公平性や客観性等を慎重に考慮する必要があることから、空き家等対策審議会を招集し、意見を求めることとします。

ただし、緊急の場合については、この限りではありません。

審議会の委員は弁護士、建築士、学識経験者等、7人以内の委員で組織します。

(専門的知識を有する者からの意見)

第18条 市長は、第16条第1項に規定する緊急措置を講ずるときその他この条例の施行に関し必要があると認めるときは、専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

【説明】

条例第16条第1項に定める「緊急措置」は、市民等の安全確保を第一として、市が必要な最低限度の範囲で危険を回避する措置を行うものですが、その措置の必要性や措置内容等につき、弁護士や建築士等から専門的な意見を求めるものです。

その他、民法など、関係法令の適用に関する助言など、この条例の施行に関し必要な範囲で意見を求めることができることとしています。

(警察その他の関係機関との連携)

第19条 市長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、警察署その他の関係行政機関に必要な措置を講ずるよう要請することができる。

【説明】

事件性のある場合には、警察に協力を要請するものです。その他、登記簿等調査においては法務局、その他の行政機関として栃木県等とも連携を図り、空き家等の問題解消に取り組むことを規定するものです。

(関係法令の適用)

第20条 市長は、空き家等の適正管理のために必要があると認めるときは、関係法令を適用し、必要な措置を講ずるものとする。

【説明】

この条例のほか、空き家等の問題解消のために関連する法律として、空家等対策の推進に関する特別措置法、民法、建築基準法、消防法、道路法等がありますが、本条例に基づき指導を行っている場合でも、これらの法律の適用となる状態となれば、その法律の適用が優先されます。

また、本市におけるその他の条例とも整合を図り、本条例の適正な運用に努めてまいります。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

【説明】

この条例に定めるもののほか、この条例に関し必要な事項や様式等については、市長が規則等において定めることとするものです。

(罰則)

第22条 第12条第1項に規定する命令に違反した者に対する罰則については、法第16条第1項に定めるところによる。

2 第12条第2項の規定による命令を受けたにもかかわらず、正当な理由なく当該命令に係る措置を講じない者は、50,000円以下の過料に処する。

3 第9条第1項に規定する立入調査等のうち、法第9条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者に対する罰則については、法第16条第2項に定めるところによる。

【説明】

「空き地」において、正当な理由がなく命令に従わない場合に5万円以下の過料を科すことを規定することで、義務履行に実効性を持たせるものです。

「正当な理由」とは、公示等に定める理由と同様とします。

